



2025年5月9日

各 位

会 社 名 J X金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 林 陽 一
(コード：5016、東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部 米 山 学
開示担当課長
(TEL. 03-6433-6088)

役員に対する長期業績連動報酬としての株式報酬制度（RS信託）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた長期業績連動報酬としての株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2025年6月27日開催予定の2025年3月期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本日の取締役会では、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社と委任契約を締結している執行役員（以下「執行役員」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を導入することを併せて決議しています。

記

1. 役員報酬制度の見直し及び株式報酬制度の導入について

(1) 背景

当社は、2025年3月19日付「東京証券取引所プライム市場への新規上場に関するお知らせ」のとおり、同日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場いたしました。かかる状況を踏まえ、当社は、上場企業として相応しい役員報酬制度、すなわち、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの責任を果たすことができるような役員報酬制度とすべく、当社の役員報酬制度を見直すことといたしました。

その結果、現在、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬は、「固定報酬」及び「短期業績連動報酬」で構成されておりますが、これに加えて、新たに「長期業績連動報酬」として株式報酬制度を導入することといたします。

この株式報酬制度は、監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、監査等委員でない取締役及び執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び、監査等委員でない取締役及び執行役員に交付する株式に退任までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

これにより、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬は、「固定報酬」、「短期業績連動報酬」及び「長期業績連動報酬（株式報酬）」により構成されることとなります。

なお、株式報酬制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

また、併せて、各報酬の構成比率、各業績連動報酬に係る業績指標等についても見直すこととしており、その概要は、以下「1.（2）上場後の役員報酬制度の概要」記載のとおりです。

（2）上場後の役員報酬制度の概要

① 報酬の構成及び比率

当社の監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬、短期業績連動報酬及び長期業績連動報酬（株式報酬）で構成し、その比率は、全体として業績連動の比率を高めることとしますが、各役位の職責に鑑み、役位に応じて段階的に高めていくこととしております。具体的には、以下のとおりです。

役員区分	固定報酬	短期業績連動報酬	長期業績連動報酬（株式報酬）	
			固定部分	業績連動部分
取締役	40%	24%	18%	18%
役付執行役員	45%	25%	15%	15%
執行役員	60%	20%	10%	10%

※ 業績連動報酬については、業績目標達成時に支給率が100%となるように設計しています。上記は、支給率が100%の場合の構成比率となります。

なお、監査等委員でない社外取締役の報酬は、業務執行の状況を監督するというその職責を十全に果たせるよう、固定報酬のみにより構成することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行の状況を監督し、また監査するというその職責を十全に果たせるよう、固定報酬のみにより構成することとし、常勤・非常勤の別及び職責等を総合的に勘案して、監査等委員の協議により決定します。

② 短期業績連動報酬に係る業績指標等

短期業績連動報酬は、単年度の期間業績等（全社業績）に係る業績指標及び個人別に設定した業績目標に対する達成度（個人評価）に連動する報酬とし、当該事業年度の終了後に支給します。全社業績に係る業績指標としては、連結営業利益及びNet Debt/EBITDA倍率を選定しております。なお、代表取締役については、全社業績に最終責任を負う立場であることに鑑み、個人評価に連動する部分は設けないこととしております。

短期業績連動報酬は、業績目標の達成度に応じて0%から200%の比率で変動し、目標達成した場合に100%となるように設計します。最終的な報酬額は、役位別に定めた基準額に目標達成率を乗じることによって決定します。

業績指標、評価ウェイト及びその選定理由は次のとおりです。

業績指標	評価ウェイト	選定理由
連結営業利益	50% (40%)	収益性の向上に対するインセンティブを強化
Net Debt/EBITDA倍率	50% (40%)	財務健全性の改善に対するインセンティブを強化
個人評価	—% (20%)	個々の職責に応じたミッションに鑑み、その達成度合いを評価

※ 括弧内は、個人評価の対象とならない、代表取締役以外の取締役に適用される評価ウェイトです。代表取締役については、全社業績に最終責任を負う立場であることに鑑み、個人評価に連動する部分は設けておりません。

※ 連結営業利益が赤字になった場合は、短期業績連動報酬全部の支給率を0%とします。

③ 長期業績連動報酬（株式報酬）に係る業績指標等

長期業績連動報酬（株式報酬）は、役位に応じた所定の数の株式が支給される固定部分と、

一定期間の事業目標等の達成状況に連動して支給される株式数が変動する部分（業績連動部分）とで構成し、固定部分については事業年度終了後に、業績連動部分については、当該期間の終了後に支給します。業績連動部分に係る指標は、連結営業利益、ROE 及び株主総利回り（TSR）並びに非財務指標（職場の安全、従業員エンゲージメント及び外部機関によるサステナビリティの総合評価）を選定しております。なお、支給対象となる株式は、支給後一定期間の譲渡を制限する譲渡制限付株式としております。

業績連動部分は、目標の達成度に応じて 0% から 190% の比率で変動し、目標を達成した場合に 100% となるように設計します。最終的な支給株式数は役位別に定められる基準ポイント数に目標達成率を乗じることによって決定します。

業績指標、評価ウェイト及びその選定理由は次のとおりです。

	業績指標	評価ウェイト	選定理由
財務	連結営業利益	30%	収益性・成長性の向上に対するインセンティブを強化
	ROE	30%	効率性の改善に対するインセンティブを強化
	TSR	30%	株主との価値共有の一層の強化に向け、中長期的な株式価値向上に対するインセンティブを強化
非財務	職場の安全	3%	人的資本経営の実現の観点より、安心・安全かつ健康的に働ける環境の実現に対するインセンティブを強化
	従業員エンゲージメント	3%	人的資本経営の実現の観点より、従業員エンゲージメントの向上に対するインセンティブを強化
	外部機関によるサステナビリティの総合評価	4%	当社のサステナビリティにかかる推進体制の維持・強化及び各種取組みの着実な実施に対するインセンティブを強化

※ TSR は、評価期間中における「当社 TSR ÷ TOPIX 成長率（配当利回り込み）」で算定します。

※ 非財務指標は、目標達成時に 100% とし、非達成時には 0% とします。

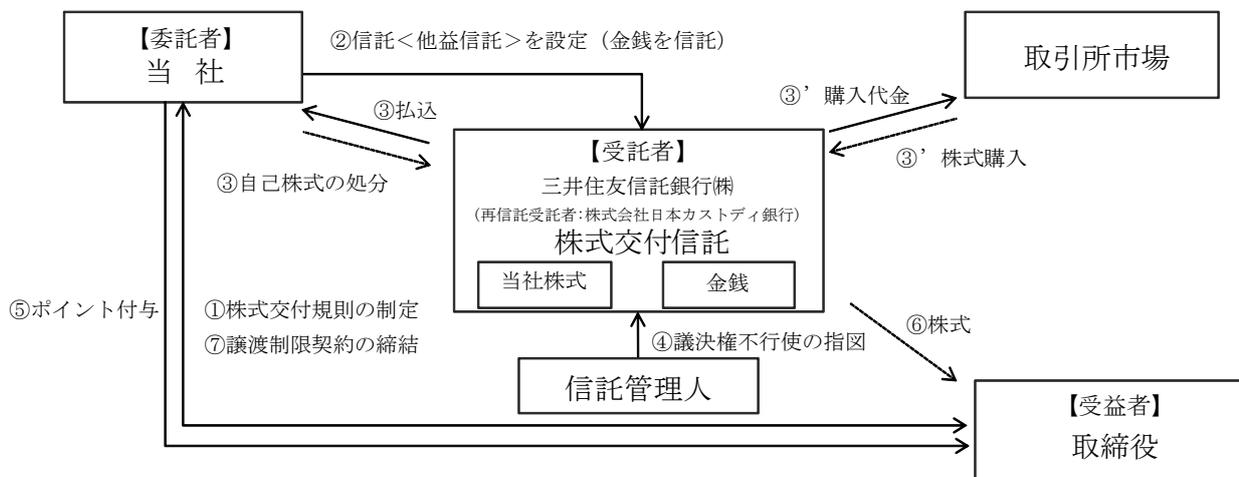
2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各監査等委員でない取締役（以下「対象取締役」といいます。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象取締役に対して交付される（ただし、下記 3. のとおり、当該株式については、当社と各対象取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとし、という株式報酬制度です。

なお、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規則を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規則の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規則に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規則及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から当社の取締役を退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規則及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定

期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、2025年8月（予定）から2028年8月（予定）までの約3年間とします。ただし、下記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計750百万円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす対象取締役を受益者として本信託を設定します（注1）。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注1：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入いたしますので、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、本信託の信託期間を5年以内の期間を都度定めて延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間中に、本制度により対象取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の信託期間の年数に250百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（６）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

（５）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（４）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、対象取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（４）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（６）対象取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 対象取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規則に基づき、各対象取締役に対し、信託期間中の株式交付規則に定めるポイント付与日において、原則として、役位に応じたポイントは毎事業年度終了後に、一定期間の事業目標等の達成状況に応じたポイントは当該期間の終了後に、そ

れぞれ付与します。

ただし、当社が対象取締役に対して付与するポイントの総数は、当初の信託期間（約3年間）につき2,282,400ポイントを上限とします（注2）。

注2：上記（2）のとおり本信託の信託期間を延長する場合には、当該延長分の信託期間につき、760,800ポイントに当該延長分の信託期間の年数を乗じた数のポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

対象取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 対象取締役に対する当社株式の交付

各対象取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

また、株式交付の時点で対象取締役が、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も退任している場合は、上記②の当社株式の一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（7）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（8）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（9）信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規則及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 対象取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(6)②の当社株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各対象取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。ただし、退任日以後に交付する当社株式については、譲渡制限を付さないものとします。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」といいます。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとします。

対象取締役は本譲渡制限期間中、対象取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式を管理する予定です。

(2) 本交付株式の無償取得

当社は、①対象取締役が、上記（1）に違反して本交付株式の全部又は一部の譲渡等をしようとした場合、②対象取締役が一定の非違行為に起因して当社の役員を解任され又は辞任する場合等においては、本交付株式の全部を無償で取得します。

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、上記（1）にかかわらず、本譲渡制限契約の定めに従い、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとします。

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役及び執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2025年8月（予定）
信託の期間	2025年8月～2028年8月（予定）
信託の目的	株式交付規則に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上